

令和2年5月25日

第4学年・第5学年及び  
専攻科学生各位

学生主事 山吹 巧一

学生支援緊急給付金給付事業の募集について  
（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）

標記の件について、下記のとおり取り扱いますので、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学生生活の継続に支障をきたす学生（基準適格者）は学生課学生係まで申請書を提出してください。

記

○申請期限

令和2年6月16日（火）※第1次締切の期限となります（第2次も予定）

○推薦対象者

第4学年・第5学年及び専攻科学生（留学生も含む。）

○支給額

住民税非課税世帯の学生：20万円

上記以外の学生：10万円

○推薦基準

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っており、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少し、学費等の支出が困難であること。

※以下の①～⑥を満たすこと。（留学生は①～⑤、⑦）

①家庭から多額の仕送りを受けていないこと。

②原則として自宅外で生活をしていること。

※学生寮は自宅外として取り扱う（寮生の場合、証明書類は不要）。

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少したこと

⑥既存の支援制度のうち以下の条件のいずれかを満たすこと

1) 修学支援新制度の第Ⅰ区分の受給者

2) 修学支援新制度の第Ⅱ・Ⅲ区分の受給者で第1種奨学金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）

3) 新制度に申し込みをしている者（申し込み予定も含む）で、第1種奨学

金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）

4) 新制度の対象外であって、第1種奨学金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）

5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加え、以下の要件を満たすこと。

※留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)と同様

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_j/scholarships/shoureihi/about.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html)

1) 学業成績が優秀な者（前年度の成績評価係数が 2.30）

2) 1か月の出席率が8割以上であること

3) 仕送りが平均金額 90,000 円以下であること（入学科・授業料免除は含まない）

4) 在日している扶養者がいる場合、その年収が 500 万円未満であること

#### ○推薦枠

2,600,000 円（推薦ができる上限額）

#### ○推薦方法

学校で支給に係る要件に合致しているか審査を行ったうえ、日本学生支援機構に推薦する。

※ただし、確実に要件を満たし、緊急度が高いと判断する場合は、締切にとらわれず、その都度、推薦する。

#### ○必要書類

様式1 「学生支援緊急給付金申請書」

様式2 「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」

その他必要な書類（※申請の手引き P7 を確認ください。）

※その他必要書類については、必ずしも原本である必要はありません。

#### ○提出方法

- ・ 学生課窓口を持参
- ・ 郵送
- ・ メール

※メールにて提出する場合は、可能であれば添付書類を ZIP ファイルにし、パスワードをつけ送付する。また、パスワードは西暦から始まる学籍番号をパスワードとする。）

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きをよく読んで申請するようにしてください。

【本件連絡先】

学生課学生係

TEL 0738-29-8244

Mail [gakusei@wakayama-nct.ac.jp](mailto:gakusei@wakayama-nct.ac.jp)